

## 食品安全委員会（第793回会合）議事概要

日 時:令和2年10月13日(火) 14:00~14:59

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか7名出席

傍聴者:報道0名、行政機関0名、一般2名

### (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

#### ・遺伝子組換え食品等3品目

「除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシMON87429系統（食品）」、「Raα3114株を利用して生産されたプロテアーゼ」及び「RG-V1株を利用して生産されたL-バリン」

#### →厚生労働省から説明

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

#### ・遺伝子組換え食品等1品目

「除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシMON87429系統（飼料）」

#### →農林水産省から説明

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

### (2) 農薬第四専門調査会における審議結果について

#### ・「ホスチアゼート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

#### →副担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第四専門調査会に依頼することとなった。

### (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

#### ・農薬「フェンキノトリオン」及び「フルオキサストロビン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、

「フェンキノトリオンの許容一日摂取量（ADI）を0.0016 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

「フルオキサストロビンの許容一日摂取量（ADI）を0.015 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。